

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年度浜田市一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 6 年度 浜田市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度浜田市的一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,357,903 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 24 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繩 入 金		2,687,211	10,400	2,697,611
	1基 金 繩 入 金	2,687,211	10,400	2,697,611
歳 入 合 計		40,347,503	10,400	40,357,903

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		3,389,034	10,400	3,399,434
	2 道 路 橋 梁 費	1,970,002	10,400	1,980,402
歳 出 合 計		40,347,503	10,400	40,357,903

第 2 表 繼越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田橋緊急対策事業	千円 10,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繼 入 金	2,687,211	10,400	2,697,611
歳入合計	40,347,503	10,400	40,357,903

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8土 木 費	3,389,034	10,400	3,399,434				10,400	
歳 出 合 計	40,347,503	10,400	40,357,903	0	0	0	10,400	

19 繰 入 金 (1 基金繰入金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	2,687,211	10,400	2,697,611
1 基金繰入金	2,687,211	10,400	2,697,611
1 財政調整基金繰入金	458,721	10,400	469,121
歳 入 合 計	40,347,503	10,400	40,357,903

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土 木 費	3,389,034	10,400	3,399,434				10,400	
2 道路橋梁費	1,970,002	10,400	1,980,402				10,400	
6 橋梁新設改良費	612,294	10,400	622,694				10,400	

8 土木費（2 道路橋梁費）

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,900	1 浜田橋緊急対策事業 10,400
14 工事請負費	8,500	

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 22 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり定める。

令和7年3月19日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 412,611円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略) |